



全ト協発第180号(環・適)
平成28年7月6日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 星野良三



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の 一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長連名により「「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」の通達が発出されました。

本通達は、平成26年11月の「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直しを踏まえたIT機器の使用等による「アルコールチェックの更なる実効性向上」及び「IT点呼実施の対象事業者の拡大」等の検討結果のほか、全ト協が行った「IT点呼実施可能営業所の適用の拡大について(要望)」(平成28年1月26日付け全ト協発第534号(環))によるGマーク認定を受けていない事業者における営業所と遠隔となる車庫間におけるIT点呼機器を用いた点呼の実施に関する要望を踏まえ、改正されたものです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

記

【改正内容】

1. 同一事業者内における遠隔地等においても運転者の所属する営業所以外の運行管理者によるIT点呼が実施可能(Gマーク営業所に限る)
2. Gマーク未取得の営業所でも、一定の要件を満たす場合にIT点呼が可能
3. 酒気帯び状況の測定結果がクラウド型機器でも記録保存可能

詳細は参考資料をご参照ください。

以上



IT点呼制度の対象拡大・要件緩和について

IT点呼制度改革の趣旨

近年、スマートフォンなど携帯通信機器や『クラウド型』のデータ保存が普及・高度化していることに鑑み、確実な点呼実施を前提として、IT点呼制度について、遠隔地への対象拡大とデータの記録・保存に係る要件緩和を行うこととする。

→ 遠隔地点呼へのIT機器の導入促進により、アルコールチェックを含めた点呼の更なる実効性向上を図る。

IT点呼制度改正の具体的な内容

① 現在運転者が所属するGマーク営業所又は車庫で実施することとしているIT点呼について、遠隔地等においても運転者の所属する営業所以外の運行管理者により、IT点呼を実施できるよう、通達改正。



② 運気帯びの状況に関する測定結果の機器への記録・保存について、從来、「運行管理者の営業所の設置型端末」としていたところ、クラウド型の記録・保存についても認められるよう通達を改正。

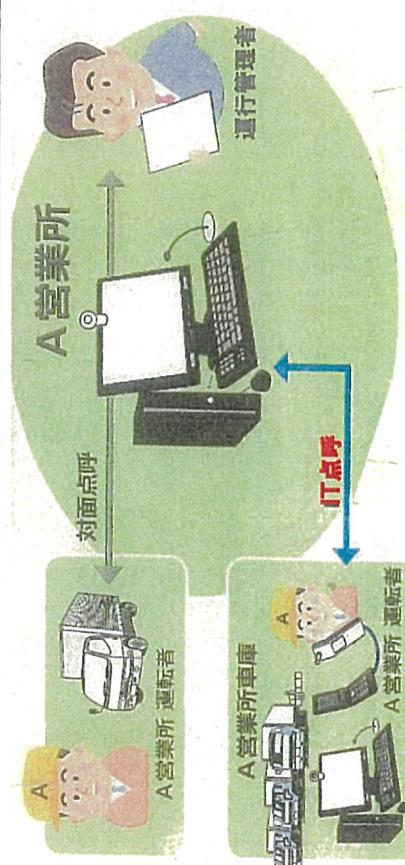




IT点呼実施可能な営業所の適用の拡大について

IT点呼制度改正の趣旨

- 点呼は、営業所において対面で実施することが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合には、運行管理者や補助者（以下、運行管理者等）が車庫にていき又は運転者が車庫から一旦営業所に来て点呼を実施している。
- 「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直し（平成26年11月）において、IT点呼実施の対象事業者の拡大等の検討が今後の方向性として示されている。
- 運行管理者等が車庫に行くなどして点呼を実施することは、中小トラック事業者の大きな負担となつており、全日本トラック協会は、生産性向上の観点からIT点呼機器を用いて行う点呼（以下、IT点呼）の一部拡大を要望している。
- **現在、Gマーク営業所に認めているIT点呼のうち、営業所と車庫間ににおけるIT点呼をGマークの認定を受けている営業所においても一定の要件を満たす場合に認めることとする。**



※1 都市部等で営業所に隣接した車庫を確保する事が困難な場合があることから、告示において地域毎に営業所と車庫間の距離の上限を定めている。（以下は告示の一部）

20km	10km
東京都（特別区に限る）、横浜市、川崎市	札幌市、埼玉県、千葉県、東京都（特別区以外）、神奈川県（横浜市、川崎市以外）、愛知県、京都府の一部、大阪府の一部、兵庫県の一部、北九州市、福岡市等

必要とする要件

- ① 運輸開始後3年を経過していること。
- ② 過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。
- ④ 適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され改善が図られていること。